

「知的財産推進計画2015」の概要について

内閣官房知的財産戦略推進事務局

参事官 田川 和幸

1. 「知的財産推進計画2015」策定の経緯

知的財産推進計画は、我が国産業の競争力強化及び国民生活の向上のため、知的財産基本法に基づき、知的財産戦略本部(以下、知財本部)が作成し、その実施を推進することとされている。本稿では、本年6月19日に知的財産戦略本部において決定された「知的財産推進計画2015」(以下、「推進計画2015」という。)の概要について紹介したい。

知的財産戦略本部では、2013年に策定した「知的財産政策ビジョン」も踏まえつつ、「推進計画2015」の策定に向けて、昨年10月から同本部の下、検証・評価・企画委員会において議論を開始し、同委員会の下に「地方における知財活用の促進」及び「知財紛争処理システムの活性化」についてタスクフォースを設置し、また、「コンテンツの海外展開」及び「アーカイブの利活用」について同委員会で集中討議を行うなど、検討を進めてきた。

それらを踏まえて、本年4月14日には、知的財産戦略本部会合を開催し、以下3つの政策課題に重点を置いた「推進計画2015」の検討の加速について安倍総理から直接指示がなされた。

- ① 地域中小企業の知財戦略強化と地方における産学・産産連携の促進
- ② 知財の紛争処理システムの活性化
- ③ コンテンツと周辺産業の一体的な海外展開

その後、検証・評価・企画委員会、タスクフォースにおいて更なる検討を進め、地方における知財活用促進タスクフォース及び知財紛争処理タスクフォースの報告書を取りまとめ、公表した。

以上のような検討を経て決定された「推進計画2015」では、知的財産戦略本部会合において重点的に検討することとされた、「地方における知財活用の推進」、「知財紛争処理システムの活性化」及び「コンテンツ及び周辺産業の一体的な海外展開の推進」の重点3本柱を第1部とし、それ以外の重要8施策を第2部として、今後取り組むべき施策を盛り込んだ。

2. 「推進計画2015」策定の基本的考え方

「推進計画2015」本文の「はじめに」に、今回の計画策定にあたっての基本的考え方を記しているが、そのポイントを説明する。

第一は、知財の活用の重要性である。知財戦略は、知的財産の創造、活用及び保護のそれぞれの局面が有機的に密接に関連したものであるが、とりわけ知的財産は活用されてこそ、その価値が初めて実現されるものであり、知財戦略は事業戦略と一体のものでなければならない。そうした知的財産を活用してビジネスの創出や拡大に結び付けていくことが重要であり、それがまた次なる知的財産の創造につながる。特に、地方創生の観点からも、地域中小企業がその持てる力を発揮するため、知的財産を創造し、活用していくサイクルを再構築していくことが必要である。

第二は、知財で戦うことの重要性である。知的財産高等裁判所の設立から10年経ち、我が国の知財紛争処理システムは、産業界や実務家から一定の評価が得られているものの、利用状況や利便性において改善を求める声も強い。国際的なシステム間競争にさらされていることを十分考慮し、我が国の知財紛争処理システムの在り方を検証すべき時期にある。

第三は、コンテンツで海外で稼ぐために、非コンテンツ産業を含めた生態系を構築することの重要性である。クールジャパンに代表される知的財産としてのマンガ、アニメ、ドラマ等のコンテンツは潜在的な成長分野として期待され、これらをビジネスに結び付けるコンテンツの海外展開は、知財戦略上重要である。コンテンツを産業面から捉え直し、非コンテンツ産業を含めた収益を生み出す構造を作り出すことが、我が国の国際競争力を高めるための大きな課題となっている。

3. 重点3本柱の概要

まず、「推進計画2015」の重点3本柱として位置づけた政策分野について紹介したい。

(1) 地方における知財活用の推進

我が国経済を支えている約385万社の中小企業は、産業競争力の源泉であり、その活性化が地域産業・経済の浮揚につながることは論を待たない。中小企業が自らの知的財産（技術、ブランド等）を磨き、事業戦略を踏まえた知財戦略により権利化・標準化・秘匿化し、効果的にビジネスにおいて活用することが中小企業の事業と地域経済の発展に結び付くと考えられる。

これら中小企業のうち、特許・意匠・商標のいずれかを出願して、保有している技術や知などを権利化している企業は、全中小企業数の1%にも満たない約3.3万社（2013年）にとどまっており、知的財産の権利化の先にあるビジネスにおける知財活用に至っている中小企業は、極めて限られた存在であることがうかがわれる。

このような現状と課題を踏まえ、地域中小企業等の知財戦略を強化するとともに、これら地域中小企業による事業化を目指した大企業や大学の知財活用等の知財連携を促進するため、「地方知財活用促進プログラム」（図1参照）として、関係府省において推進する取組として次のような施策を盛り込んだ。

第一は、知財事業化に向けた中小企業の知財戦略の強化である。中小企業の様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口である都道府県の「よろず支援拠点¹」における知財の相談体制を整備するとともに、知財の専門的窓口である「知財総合支援窓口²」との連携を強化する。「知財総合支援窓口」においては、（独）工業所有権情報・研修館の下で、相談レベルの専門性を更に高め、事業戦略を踏まえた知財戦略の構築をより高度な専門家を活用して支援する体制を整備する。

第二は、地域中小企業と大企業・大学との知財連携強化である。中小企業が大企業や大学の知財を活用してビジネスの創出・拡大に結び付けられるよう橋渡しをし、更に事業化をする支援人

1 地域の支援機関と連携しながら、中小企業・小規模事業者の売上向上、販路拡大等の経営課題に対し、ワンストップで対応する経営相談窓口（全国47か所）。

2 中小企業等が企業経営の中でノウハウも含めた知的財産活動が円滑にできるよう、アイデア段階から事業展開までの一貫した支援を行うために、都道府県ごとに設置した窓口（全国57か所）

財を各地域に配置・派遣する。また、これら人財の経験やノウハウを相互に共有する情報交流を行う場を創設する。更に、こうした知財ビジネスマッチングへの大企業の参加を後押しするため、知財功労賞等の表彰制度や好事例の共有機会を活用する。

第三は、農林水産分野における知財戦略の推進である。本年5月に策定された「農林水産省知的財産戦略2020」を踏まえ、農林水産分野の知財戦略の着実かつ強力な実施や、地理的表示保護制度の活用によるブランド化を促進する。

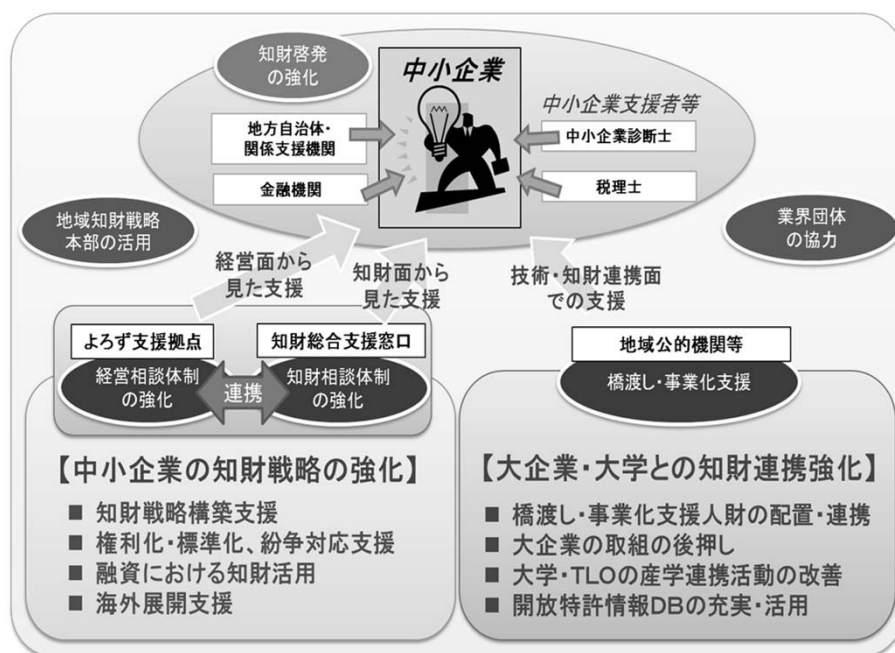


図1 「地方知財活用促進プログラム」

(2) 知財紛争処理システムの活性化

経済・産業がグローバル化し、知財紛争処理システムも国際的な競争にさらされている中、我が国が目指すべき方向は、国内外のユーザーから選択される実効性の高い知財紛争処理システムの実現とその利用が国内外のビジネス・スタンダードとなることであり、その実現に向けて知財紛争処理システムを不断に見直していかなければならない。

我が国知財紛争処理システムは、迅速性、予見可能性等の点で一定の評価がされる一方、権利の安定性、証拠収集の困難さ、損害賠償額の水準や、中小企業・地方当事者の利便性等の課題も存在している。また、我が国の知財紛争システムへの国際的理解増進のため、更なる海外発信・情報公開も必要となっている。

このような現状と課題を踏まえ、関係府省において推進する取組として、次のような施策を盛り込んだ。(図2参照)

第一は、知財紛争処理システム機能強化の総合的検討である。①権利付与から紛争処理を通じた権利の安定性の向上、②権利者の立証負担を軽減するための証拠収集手続の改善、③ビジネスの実態を反映した損害賠償額の実現、などの課題について、知財紛争処理システムの機能強化に向けた総合的検討を行っていく。

第二は、中小企業・地方当事者の知財訴訟遂行支援である。中小企業が、大企業との知財紛争

の未然防止や訴訟対応を円滑に行い得るよう、専門家による支援体制を強化する。また、特許訴訟の地裁での管轄は、東京、大阪のみであることにかんがみ、地方からの知財司法アクセス確保のため、テレビ会議システムの活用を促進する。

第三は、情報公開・海外発信の拡充である。知財紛争処理に係る情報の公開及び英語による海外情報発信を強化する。

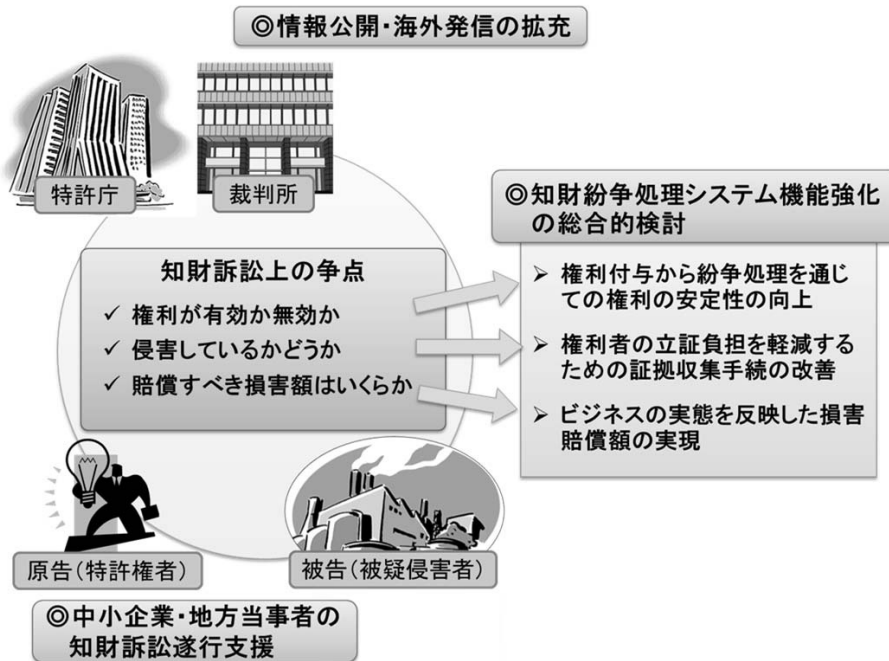


図2 「知財紛争処理の活性化」施策のイメージ

(3) コンテンツ及び周辺産業との一体的な海外展開の推進

アニメ・マンガ、映画、音楽、ゲーム、放送番組等のコンテンツの海外展開は、コンテンツ産業の海外売上を増大させるだけでなく、日本コンテンツのファンを拡大することで、コンテンツのイメージを活用した異業種の海外展開への寄与や日本イメージの向上を通じた訪日観光客の増加等、コンテンツ産業にとどまらない経済的・文化的な波及効果が期待される。

しかしながら、現状では海外市場において日本コンテンツが十分に定着しているとは言い難い。文化的・経済的に関係が深く、我が国コンテンツ産業が比較的進出しやすいASEAN等東アジア諸国においても、アニメ・マンガ等の一部分野を除き、欧米や韓国のコンテンツの後じんを拝している状況である。

このような現状と課題を踏まえ、関係府省において推進すべき取組として、次のような施策を盛り込んだ。(図3参照)

第一は、海外展開しやすいコンテンツ制作・確保である。放送番組の実演家等に係る権利処理は映像コンテンツ権利処理機構（aRma）で行われているが、放送番組の海外展開が更に速められるよう迅速化を図る。また、国際共同製作や日本コンテンツの現地化のために、J-L O P+（地域経済活性化に資する放送コンテンツ等海外展開支援事業費補助金）などによる支援が行われているが、これを継続的に実施する。

第二は、海外への継続的な展開である。日本コンテンツのプロモーションのためのJ-LOP+などの支援や、海外での放送枠確保に向けた放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）による支援を継続的に実施する。また、海外への留学・インターンシップにより、国際的に通用するプロデューサー人財を育成する。

第三は、コンテンツと周辺産業との連携強化である。コンテンツを軸に業種の垣根を越えた連携を実現するため、情報共有、マッチング等の促進のための横断的組織（「官民連携プラットフォーム」）を創設し、この下で、多様な事業者が参加するマッチングフォーラムを開催して、業種を超えた連携プロジェクトの組成を図っていく。



図3 「コンテンツ及び周辺産業との一体的な海外展開の推進」施策のイメージ

4. 重要8施策の概要

重要8施策において「推進計画2015」に盛り込まれた取組のうち、主な取組は次のとおりである。

(1) 世界最速・最高品質の審査体制の実現

審査体制の更なる整備・強化等を通じ、審査請求から特許権利化までの審査期間と一次審査通知までの期間を、2023年度までに、それぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内にするとともに、特許審査の品質維持・向上を図り、質の高い審査結果を国内外へ早期に発信する。

(2) 新たな職務発明制度の導入と営業秘密保護の強化

本年7月に成立した改正特許法による新たな職務発明制度の施行に向けて、関係者の意見を聴取して、使用者等と従業者等の調整の手続に関するガイドラインを策定する。

また、本年7月に成立した改正不正競争防止法による営業秘密強化のための新しい営業秘密保護制度の施行に向けて、営業秘密保護マニュアルを策定するとともに、官民の実務者間におい

て、営業秘密漏えいに関する最新手口及び対策に係る情報交換のため営業秘密官民フォーラムを開催する。

(3) 国際標準化・認証への取組

地域の中堅・中小企業には国際標準になり得る優れた技術があることから、自治体や産業支援機関や関係団体・認証機関等の幅広い関係者との連携の下で、案件発掘から標準策定や認証までのきめ細やかな支援体制を構築する。

また、標準化をビジネスツールとして戦略的に活用することができる人財を育成するため、管理職、営業職等を対象とした人財育成プログラムの実施や、大学における標準化講座の導入を促進する。

(4) 産学官連携機能の強化

大学と企業間での共同研究契約について、特許出願と契約の在り方について検討し、柔軟な契約締結を大学・企業に対して働きかけを行う。

また、大学の外国出願等を支援するとともに、大学自身の知財戦略策定及び自立的な知財マネジメントの実行を促進する。

(5) デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備

デジタル・ネットワークの発達に伴い、国内外においてクラウド技術を活用したコンテンツの利用サービスが発展しつつあり、このようなサービスを利用した新規ビジネスの創出が期待されている。さらに、人工知能技術の発展により、機械が著作物を生み出すことなどによって、帰属が曖昧な著作物が出現したり、3Dプリンティングの発展によって、情報とモノの区別が曖昧になる時代も近づいている。

こうした技術的・社会的変化やニーズを踏まえ、知財の保護と活用のバランスや国際的な動向を考慮しつつ、柔軟性の高い権利制限規定や円滑なライセンス体制など新しい時代に対応した制度等の在り方について検討する。

また、デジタル教材の円滑な利活用やオンデマンド講座等のインターネットを活用した教育における著作権制度上の課題について検討する。

(6) アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化

書籍、文化財、放送番組、マンガ・アニメなど多岐にわたるアーカイブ整備への取組が行われているが、その円滑な利活用を図るため、統合ポータルサイトの整備を通じて、アーカイブ間の連携・横断を推進するとともに、分野ごとにアグリゲーターを定めて分野間での連携を強化する。また、権利者不明著作物（孤児著作物）の利用円滑化等のための著作権制度整備（裁定制度における補償金供託の見直し等）を図る。

こうした取組を官民一体で進めるため、関係省庁、国立国会図書館、主要アーカイブ機関による連携を図るための協議会を設置する。

(7) 国際的な知的財産の保護及び協力の推進

侵害発生国における模倣品・海賊版対策を強化するため、政府間協議や、官民一体となった相手国政府への働き掛けを実施する。

また、インターネット上で国境を越えて我が国に対して模倣品・海賊版を発信するサイトや行

為に対する措置の在り方を検討する。

(8) 知財人財の戦略的な育成・活用

「知的財産人材育成総合戦略」(2006年1月)に基づき、知財人財の育成や知財教育の充実が行われてきているが、同戦略の目標年度が2014年度であることを踏まえ、これまでの様々な主体による知財人財育成の取組を横断的に検証し、今後求められる知財人財像とその育成の在り方について検討する。

5. 今後の進め方、所感

本年6月19日の知的財産戦略本部会合での「推進計画2015」の決定に当たり、安倍総理からは、まず、地域中小企業の知財戦略の強化や大企業・大学との連携強化のため、「地方知財活用促進プログラム」の推進していくこと、我が国のコンテンツと周辺産業が業種の垣根を越えて連携して海外展開するため、意欲ある事業者のマッチングの場である「官民連携プラットフォーム」を創設し、クールジャパン戦略もこれを核に官民が連携して一層推進することの指示がなされた。これに基づき、本計画に盛り込まれた施策を強力に押し進めるとともに、着実に検証・評価を実施していく。

さらに、我が国の知財紛争処理システムの機能強化に向け、証拠収集手続や損害賠償額の在り方などの総合的な検討を進めること、また、人工知能、3Dプリンティングの普及が進むなど、デジタル・ネットワーク時代に相応しい著作権法などの法制度の在り方などの検討にもしっかりと取り組むこと、について指示があった。これを踏まえ、知財紛争処理システム、次世代知財システムの在り方については、本年秋を目途に知的財産戦略本部の下に検討の場を設け、議論を進める予定である。

また、「推進計画2015」に盛り込まれた取組は、政府全体で進める重要な方針や戦略である「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」、「科学技術イノベーション総合戦略2015」、「経済財政運営と改革の基本方針2015」及び「『日本再興戦略』改訂2015」においても盛り込まれており、特に、「『日本再興戦略』改訂2015」においては、「推進計画2015」の推進そのものが初めて明記され、これらとの一体的な推進を図り、成長戦略としての知財戦略の政策効果を最大限発揮していきたい。

なお、「推進計画2015」本文全体やこれに基づく工程表については、知的財産戦略本部ウェブサイト(知的財産戦略本部URL:<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/>)に掲載されており、参照いただきたい。